

## 遊漁におけるまき餌について

### 1 遊漁におけるまき餌釣りに係る委員会指示の経緯経過

平成 14 年 12 月に水産庁長官から『海面における遊漁と漁業との調整について』通知があり、「まき餌釣漁法の解除」と「都道府県ごとの実情により、まき餌釣漁法の禁止区域を規定すること」について、技術的助言がありました。

また、平成 15 年 4 月に『遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律』が施行され、遊漁船業について届出制から登録制への移行や水産動植物の採捕に関する規制内容の周知等が業者に義務付けられました。

このような大きな制度改正にあわせて、県内遊漁者の増加やその形態等の変化を踏まえ、県内各地域の「地元ルール」を調査し、千葉海区漁業調整委員会と連携して、全面的なまき餌釣漁法の解除ではなく、「千葉海区漁業調整委員会指示」と「千葉県海面利用協議会推奨ルール」による新たな枠組みを平成 16 年度に構築しました。

### 2 他都県のまき餌釣りの状況について

#### (1) 東京都（東京都漁業調整規則）

まき餌釣り禁止

#### (2) 神奈川県（神奈川海区漁業調整委員会指示）

・まき餌かごの大きさ

外径（放出するまき餌量調整などのために取り付けられた突起した部分を除く。）

5. 5 c m 以下、

長さ（まき餌を収納する部分に限る。） 1 6 c m 以下

のいずれの条件も満たすもの

・まき餌かごの数

1 仕掛けにつき 1 個

#### (3) 静岡県（静岡海区漁業調整委員会指示）

船舶によりまき餌を使用してさお釣り・手釣を行う場合は、まき餌かごを付さなければならず、そのまき餌かごの数量は 1 仕掛けにつき 1 個、大きさは直径 5 c m、長さ 1 5 c m 以下のものに限る

#### (4) 茨城県（茨城県海面漁業調整規則）

まき餌釣り禁止

### 3 本県のまき餌釣りルールの周知状況について

#### (1) パンフレット等を作成し、各関係機関等に配布

令和4年度においては、漁協、遊漁船業者、県内外の釣具店・釣餌店・マリーナなどに、パンフレット約1万枚、シール約600枚を配布し、海面におけるルールを遊漁者、遊漁船業者等に周知しました。

#### (2) 千葉県ホームページへの掲載

#### (3) 遊漁船業者への任意立入検査でのルール周知

令和5年3月末現在、本県に登録されている遊漁船業者数は、414業者、560隻です。

登録は5年ごとに更新を受けることとされていますが、5年間の登録期間中に原則1回、営業所及び遊漁船への登録事項確認検査を任意で行っており、その際に営業所や遊漁船へのルールの掲示や乗客への周知を指導しています。



# 千葉県水産振興審議会海面利用調整部会推奨ルール一覧表

令和4年8月1日現在

地区名	内 容	地区名	内 容
① 浦安 ～富津	1 遊漁船業者は、のり漁業者の操業に妨げとなるのり養殖施設並びに施設付近に利用者を案内しないこと。 2 大佐和、天羽地先では、タイ釣りにはまき餌を使用しない。	⑧ 和田 (南房総市)	1 遊漁の操業に際し、漁業者の固まりより一定の間隔を空け、漁業者の操業を妨害するような操業をしてはならない。 2 遊漁を営む時間は次のとおりとする。 (1)出港時間 夜明け (2)入港時間 13時(漁場終了) ただし、アジ釣り、赤イカ釣りに限り午後の遊漁を営むことができる。 3 休業日は漁業者と同じく漁協の規定(第1、第3土曜日、盆、正月及び地元の祭礼日等)に従うものとする。
② 天羽 (富津市)	西根※を中心とする半径0.5マイルの海域では、オキアミ、アミコマセ、ミンチを使用するまき餌釣りは禁止する。 ※西根の緯度経度 (日本測地系)北緯 35° 10.668'、東経 139° 46.800' (世界測地系)北緯 35° 10.866'、東経 139° 46.607'	⑨ 江見 (鴨川市)	1 遊漁船のまき餌は6時～12時までの時間規制をする。 2 遊漁船のイワシ生き餌釣りは、全面禁止とする。
③ 船形 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第1土曜日、正月、お盆及び地元の祭礼とする。 2 利用者が次の体長の魚類を採捕した場合、必ず再放流させること。 (1)全長20センチメートル以下のマダイ (2)全長30センチメートル以下のヒラメ	⑩ 吉浦・天面 (鴨川市)	遊漁船の生き餌釣りは、全面禁止とする。
④ 西岬 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第4水曜日及び正月・お盆・お祭とすること。 2 ヒラメを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年4月30日までとする。なお、毎年継続してヒラメ稚魚を放流している場所は禁漁とすること。 3 利用客が次の体長の魚類を採捕した場合は、必ず再放流をさせること。 (1)全長20センチメートル以下のマダイ (2)全長30センチメートル以下のヒラメ 4 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域内におけるマダイ釣りにおいては、1月から6月の期間、オキアミコマセ釣りは禁止する。 ア 北緯34° 58.499'、東経139° 46.006'の点 イ 北緯34° 59.306'、東経139° 45.903'の点 ウ 北緯34° 59.231'、東経139° 44.062'の点 エ 北緯34° 57.625'、東経139° 43.947'の点 オ 北緯34° 57.925'、東経139° 45.210'の点 (注)緯度、経度は世界測地系	⑪ 太海 (鴨川市)	遊漁船は、5月1日～9月30日まで、イワシ生き餌釣りは、禁止とする。
⑤ 相浜・布良 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第4水曜日とする。 2 ヒラメを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年4月30日までとする。 3 1月から6月末まで、沖アミ禁止。 4 利用客が次の体長の魚類を採捕した場合は、再放流とする。 マダイ 全長20センチメートル以下 ヒラメ 全長30センチメートル以下	⑫ 小湊 (鴨川市)	次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域内における船舶(無動力船を含む)によるまき餌釣りは禁止。 ア 漁業権基点南73号 (鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱) イ 北緯35° 06.277'、東経140° 12.784'の点 ウ 北緯35° 06.218'、東経140° 12.534'の点 エ 北緯35° 06.207'、東経140° 12.049'の点 オ 北緯35° 06.651'、東経140° 11.106'の点 カ 漁業権基点南72号の3 (鴨川市内浦字寄浦1番地に設置した標柱(第3標柱)) (注)緯度、経度は世界測地系
⑥ 白浜 (南房総市)	1 釣り船は、第2水曜日と第4水曜日を定休日とする。 2 コマセ籠はしまでとする。	⑬ 沿岸小型漁船 (鴨川市～御宿町)	キンメ場及び大高根への遊漁船の入漁禁止。ただし、大陸棚以浅でのキンメダイ以外を目的とする釣りは除く。
⑦ 千倉 (南房総市)	1 休業日は、毎月第2・第4の水曜日及び元旦とすること。 2 操業時間は、日の出から日没までとすること。 3 ヒラメ及びアコウダイを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年5月31日までとする。 4 利用客が次の大きさの魚類を採捕した場合、必ず再放流させること。 (1)全長20センチメートル以下のマダイ (2)全長22センチメートル以下のキンメダイ (3)全長30センチメートル以下のヒラメ	⑭ 新勝浦 (勝浦市)	新勝浦市漁業協同組合川津支所地先海面のまき餌禁止区域におけるルアー釣船の操業は午前8時からとする。
		⑮ 御宿岩和田 (御宿町)	遊漁船の真潮根操業については、操業時間を8時30分から11時30分とする。
		⑯ 夷隅東部 (いすみ市)	1 遊漁を営む日の出入港時間は原則として次のとおりとする。 (1)出港時間 午前4時 (2)入港時間 午前12時 ただし、午後の遊漁は午後8時までに入港するものとする。 2 休漁日は、毎月第1月曜日と第3月曜日とする。 3 イサキについては、4月1日～9月30日。午前5時～午前11時まで(午後は禁止)。 イサキに限りアミのコマセを使用可。イワシ、サンマのミンチ、オキアミのまき餌は、漁業、遊漁とも禁止。操業海区の制限は共同漁業権の範囲内。 4 ヒラメは10月1日～5月6日。 操業時間は午前5時30分～午前12時まで(10月から11月末日)、午前6時～午前12時まで(12月から5月6日)。 午後は禁止。操業海区の制限、禁漁区がある。 5 フグは、9月1日～3月31日及び5月1日～5月6日。午前12時まで(午後は禁止)。尾数制限あり。 6 イカ、キンメダイは勝浦地区(千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合)の規則に従う。(休漁日は異なる) 7 5月7日～9月30日まで、生き餌釣りは、禁止とする。

〔お問い合わせ先〕 千葉県農林水産部水産局水産課漁業調整班 (043-223-3042)

銚子水産事務所(0479-22-8397) 館山水産事務所 (0470-22-5761)

勝浦水産事務所(0470-73-0108) 千葉海区漁業調整委員会 (043-223-3745)

詳細は、URLまたはQRコードから千葉県ホームページをご確認ください。

「千葉県海面における遊漁のルールについて」 URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/suisan/makiesa.html>



# 遊漁者の皆さんへ

## ○ まき餌を使った陸釣りのルール

船舶を使用しないで遊漁のまき餌釣りをする場合は、**使用するまき餌は必要最小限の量**とし、漁業権が設定されている区域にあつては、**漁業権者の漁場管理に協力しなければならない。**

千葉海区漁業調整委員会指示

皆さんが訪れる海は、**漁業者の大切な生活の場**です。千葉県ほとんどの沿岸域には、漁業者が漁業を営むための権利である漁業権が設定されています。

この漁業権区域には、漁業者が貝や海藻の保護・育成のため、大切に管理している漁場があります。**まき餌釣りをする時には漁業権者（漁協）の漁場管理に協力してください。**

## ○ 磯遊びのルール＆マナー

### 1. 採ってはいけない魚貝類

漁業権が設定されている海では、**アワビ、サザエ、イセエビ、ハマグリ、アサリ**などを採捕することはできません。

**アワビ、ナマコ**については特定水産動植物のため、漁業権が設定されていない海でも採捕が禁止されています。

### 2. 使用できる漁具・漁法

- ・釣り以外では、千葉県漁業調整規則により次のものに限られています。
  - ①たも網・すくい式さ手網
  - ②投網（船を使用してはならない）
  - ③貝・藻類の徒手採捕（ただし、漁業権の内容である水産動植物の採捕はできません）
- ・薬物（洗剤等を含む）を使用して水産動植物を採捕すると罰せられます。

### 3. 海辺の環境美化

ゴミは持ち帰ること。また、きれいな海で楽しく遊びましょう！

千葉県の海でまき餌釣りをするときには、  
ルールを守らなくちゃいけないんだよ。

- ・まき餌の量はできるだけ少なくしよう。
- ・残ったまき餌やゴミを海に捨てないようにしよう。
- ・海を大切に守っている漁師さんの言うことを聞こう。



【お問い合わせ先】 千葉県農林水産部水産局水産課漁業調整班 (043-223-3042)  
銚子水産事務所(0479-22-8397) 館山水産事務所 (0470-22-5761)  
勝浦水産事務所(0470-73-0108) 千葉海区漁業調整委員会 (043-223-3745)  
詳細は、URLまたはQRコード®から県ホームページをご確認ください。



「千葉県海面における遊漁のルールについて」 URL:<http://www.pref.chiba.lg.jp/suisan/makiesa.html>